

令和6年9月市議会定例会提出予定案件

(議案)

- 1 専決処分につき承認を求めることについて
(令和6年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第2号))
- 2 茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 3 茨木市有功者を定めることについて
- 4 茨木市市税条例の一部改正について
- 5 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 6 茨木市国民健康保険条例の一部改正について
- 7 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 8 茨木市待機児童保育室条例の一部改正について
- 9 和解について
- 10 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 11 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 12 令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 13 市道路線の認定について
- 14 市道路線の変更について
- 15 工事請負契約の変更について(安威川ダム周辺整備事業設計・施工業務)

(認定)

- 1 令和5年度大阪府茨木市一般会計決算認定について
- 2 令和5年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について

- 3 令和5年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 4 令和5年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- 5 令和5年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について
- 6 令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について
- 7 令和5年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について

(報 告)

- 1 茨木市事務報告について
- 2 令和5年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 令和5年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 4 令和5年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について
- 5 放棄した債権の報告について

議案第54号	専決処分につき承認を求めることについて (令和6年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第2号)) 16頁参照 【財政課】				
<p>○ 非課税世帯等給付金及び定額減税調整給付金への対応に係る令和6年度一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。</p> <p>○ 補正額 1,160,000千円 (補正後 109,925,225千円 - 補正前 108,765,225千円)</p> <table data-bbox="191 470 1276 560"> <tr> <td>(歳入)</td> <td>(歳出)</td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金 1,160,000千円</td> <td>・補助費等 1,160,000千円</td> </tr> </table> <p>○ 専決日 令和6年7月22日</p>		(歳入)	(歳出)	・国庫支出金 1,160,000千円	・補助費等 1,160,000千円
(歳入)	(歳出)				
・国庫支出金 1,160,000千円	・補助費等 1,160,000千円				
議案第55号	茨木市固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて 【人事課】				
<p>○ 現委員 <small>きたむら ゆりこ</small> 北村百合子</p> <p>○ 任期 令和6年9月24日任期満了 初就任 令和2年2月27日就任 2期目(任期3年)</p> <p>○ 選任予定者</p>					
議案第56号	茨木市有功者を定めることについて 【秘書課】				
<p>○ 茨木市有功者表彰条例第2条第1項第3号の規定に基づく提案</p> <p>○ 前副市長 <small>かわい ゆたか</small> 河井豊</p> <p>○ 在任期間 平成28年5月11日～令和6年5月10日(8年)</p>					

○ 地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

- ①大規模な災害により被災したと認める場合、申請によらずに個人市民税、固定資産税等の減免を可能とする旨を規定
- ②公益信託制度の見直しに伴い、金銭だけでなく物品等の支出についても個人市民税の寄附金税額控除の対象となるよう規定を改正
- ③認定長期優良住宅のうち分譲マンション等の固定資産税の減額について、区分所有者からの申告だけでなく、管理者等から認定通知書の提出があり、要件に該当すると認められるときは、減額措置の特例を適用できる旨を規定
- ④特定バイオマス発電設備を設置した場合の固定資産税について、設置後の課税年度から3年度分に限り、課税標準額を7分の6を乗じて得た額に減額する旨を規定
- ⑤まちなかウォークアブル区域内において、市町村が実施する事業と一体的に民間事業者が交流・滞在できる施設等を整備した場合の固定資産税又は都市計画税について、工事完了日の翌年度から5年度分の課税標準額を2分の1を乗じて得た額に減額する旨を規定

・ 施行日 ①・③～⑤ 公布の日

② 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

○ 督促手数料を廃止するための所要の改正

・ 改正内容

キャッシュレス納付など、納付環境におけるデジタル化の推進等を踏まえ、市税等の督促手数料（50円）を廃止することに伴う関係条例の改正

・ 関係条例の改正

①茨木市市税条例

②茨木市道路占用料等徴収条例

③茨木市介護保険条例

④茨木市国民健康保険条例

⑤茨木市後期高齢者医療に関する条例

⑥茨木市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

⑦茨木市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例

⑧茨木市公設浄化槽条例

・ 施行日 令和7年4月1日

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国民健康保険法の改正等に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

- ① マイナンバーカードとの一体化により、被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に係る過料を定める規定を削除
- ② 保険料の徴収猶予に係る規定において、医療費の負担能力の判断が不十分等の状態にある被保険者が、急患等として保険医療機関等を受診した場合、徴収猶予の期間を最長1年とする規定を追加

・ 施行日 令和6年12月2日

○ 国が定める特定教育・保育、特別利用保育等に要する費用の額の算定に関する基準等における公定価格の改定に伴う所要の改正

・主な改正内容

①市立保育所等の副食費用の月額を改正

(現 行) 4,500円

(改正後) 公定価格基準に規定する本市の地域区分に基づく規則で定める定員区分の保育所における額に相当する額に改正(現行基準での試算:令和7年度 4,800円)

②市立認定こども園の給食費及び間食費を改正

ア 給食費

副食 (現 行) 113円/食

(改正後) ①で規定する副食費用の月額を20で除して得た額に2分の1を乗じて得た額(現行基準での試算:令和7年度 120円/食)

イ 間食費 (現 行) 112円/食

(改正後) ①で規定する副食費用の月額を20で除して得た額に2分の1を乗じて得た額(現行基準での試算:令和7年度 120円/食)

・施行日 令和7年4月1日

○ 受入児童に係る要件の変更及び待機児童保育室あゆみの移転等に伴う所要の改正

・ 改正内容

- ① 要保護児童や医療的ケアが必要な児童など市長が特に必要と認める児童について、保育の対象とすることができる旨を追加
- ② 待機児童保育室の副食費用等の月額を茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例で規定する額に改正
- ③ 日額の区分による延長保育料の納期について、利用した時期に応じた期限に改正
 - ア 毎月1日から15日までの間に利用した延長保育料 翌月15日
 - イ 毎月16日から末日までの間に利用した延長保育料 翌々月15日
- ④ 待機児童保育室あゆみの位置を「茨木市春日三丁目13番5号」に、定員を「40人」に改正

- ・ 施行日 ①②④ 令和7年4月1日
③ 公布の日

議案第62号	和解について	【地域福祉課】
<p>○ 茨木市南茨木多世代交流センターに関する建物収去土地明渡等請求事件についての和解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件名 茨木市南茨木多世代交流センターに関する建物収去土地明渡等請求事件 ・ 和解の相手方 土地所有者（個人） ・ 主な和解内容 普通借地契約の締結 ①契約期間：30年（令和6年11月1日～令和36年10月31日） ②借地料：8,025,000円／年 		
議案第63号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	【保険年金課】
<p>○ 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更を協議することについて、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な内容 マイナンバーカードとの一体化により、被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証等の文言を削除 		

議案第64号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について 【水道総務課】
<p>○ 大阪広域水道企業団規約の変更を協議することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <p>・ 内容 大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加</p>	
議案第65号	令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計未処分利益剰余金の処分について 【下水道総務課】
<p>○ 地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。</p> <p>・ 処分額 202,049,298円 処分方法 減債積立金への積立て及び資本金への組入れ</p>	
議案第66号	市道路線の認定について 【建設管理課】
<p>○ 新規路線整備に伴う路線認定 8路線</p> <p>・ 開発等により移管を受けたもの 8路線</p>	

議案第67号	市道路線の変更について	【建設管理課】
<p>○ 開発等に伴う既認定の起終点の変更 7路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発等により移管を受けたもの（起点変更） 5路線 ・ 認定依頼を受けたもの（起終点変更） 2路線 		
議案第68号	工事請負契約の変更について（安威川ダム周辺整備事業設計・施工業務）	【北部整備推進課】
<p>○ 契約の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の金額 974,999,960円 ・ 変更後の金額 1,025,808,960円 <p>○ 変更の理由</p> <p>ダムパークいばきたへの円滑な動線を確保するにあたり、交通管理者等との協議の結果、府道の交差点改良への対応に伴う公園施設の設計変更や、駐車場のレイアウト変更による舗装等に係る工事費が増額したため。</p> <p>〈原契約〉</p> <p>○ 契約の相手方 大阪府中央区備後町一丁目5番2号 大和リース株式会社大阪本店</p> <p>○ 工事場所 茨木市大字生保53-1他</p> <p>○ 工事内容 公園設計・施工業務 公園面積 3.8ha 基本設計、実施設計、工事監理、建築工事、外構工事、付帯工事各一式</p>		

認定第1号	令和5年度大阪府茨木市一般会計決算認定について	【会計室】
		(令和4年度)
・歳入決算額	119,735,018,297円	(115,491,776,028円)
・歳出決算額	117,538,227,108円	(112,677,976,053円)
・歳入歳出差引額	2,196,791,189円	(2,813,799,975円)
・翌年度へ繰越すべき財源	1,015,639,661円	(1,830,040,253円)
・実質収支	1,181,151,528円	(983,759,722円)
認定第2号	令和5年度大阪府茨木市財産区特別会計決算認定について	【会計室】
		(令和4年度)
・歳入決算額	5,645,936,846円	(4,988,618,993円)
・歳出決算額	250,092,454円	(79,846,921円)
・歳入歳出差引額	5,395,844,392円	(4,908,772,072円)
認定第3号	令和5年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計決算認定について	【会計室】
		(令和4年度)
・歳入決算額	27,420,603,944円	(28,112,689,754円)
・歳出決算額	26,703,875,837円	(26,950,679,818円)
・歳入歳出差引額	716,728,107円	(1,162,009,936円)
認定第4号	令和5年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について	【会計室】
		(令和4年度)
・歳入決算額	5,148,161,658円	(4,939,038,629円)
・歳出決算額	4,947,054,370円	(4,743,123,299円)
・歳入歳出差引額	201,107,288円	(195,915,330円)

認定第5号	令和5年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計決算認定について	【会計室】
(令和4年度)		
・歳入決算額	22,483,672,074円	(21,447,298,355円)
・歳出決算額	22,147,079,669円	(20,994,249,682円)
・歳入歳出差引額	336,592,405円	(453,048,673円)
認定第6号	令和5年度大阪府茨木市下水道等事業会計決算認定について	【下水道総務課】
(令和4年度)		
〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く		
・収入決算額	6,678,995,575円	(6,722,631,903円)
・支出決算額	6,056,569,722円	(5,716,978,951円)
・収入支出差引額	622,425,853円	(1,005,652,952円)
〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む		
・収入決算額	1,550,127,548円	(1,987,837,296円)
・支出決算額	3,404,946,265円	(4,035,925,851円)
・収入支出差引額	△1,854,818,717円	(△2,048,088,555円)
※ 資本的収入額(翌年度繰越額に係る財源充当額を除く)が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、当年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補てん		

認定第7号	令和5年度大阪府茨木市水道事業会計決算認定について	【水道総務課】																		
<p>〈収益的収支〉 ※消費税及び地方消費税を除く (令和4年度)</p> <table border="0" data-bbox="185 344 1369 524"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>5,458,602,003円</td> <td>(5,494,623,666円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>4,855,035,686円</td> <td>(4,825,738,531円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>603,566,317円</td> <td>(668,885,135円)</td> </tr> </table> <p>〈資本的収支〉 ※消費税及び地方消費税を含む</p> <table border="0" data-bbox="185 685 1369 864"> <tr> <td>・収入決算額</td> <td>1,433,273,859円</td> <td>(604,119,439円)</td> </tr> <tr> <td>・支出決算額</td> <td>2,716,516,089円</td> <td>(2,150,648,989円)</td> </tr> <tr> <td>・収入支出差引額</td> <td>△1,283,242,230円</td> <td>(△1,546,529,550円)</td> </tr> </table> <p>※ 資本的収入額（翌年度繰越額に係る財源充当額を除く）が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び過年度分損益勘定留保資金で補てん</p>			・収入決算額	5,458,602,003円	(5,494,623,666円)	・支出決算額	4,855,035,686円	(4,825,738,531円)	・収入支出差引額	603,566,317円	(668,885,135円)	・収入決算額	1,433,273,859円	(604,119,439円)	・支出決算額	2,716,516,089円	(2,150,648,989円)	・収入支出差引額	△1,283,242,230円	(△1,546,529,550円)
・収入決算額	5,458,602,003円	(5,494,623,666円)																		
・支出決算額	4,855,035,686円	(4,825,738,531円)																		
・収入支出差引額	603,566,317円	(668,885,135円)																		
・収入決算額	1,433,273,859円	(604,119,439円)																		
・支出決算額	2,716,516,089円	(2,150,648,989円)																		
・収入支出差引額	△1,283,242,230円	(△1,546,529,550円)																		
報告第19号	茨木市事務報告について	【政策企画課】																		
○ 令和5年4月～令和6年3月における事務執行状況の報告																				
報告第20号	令和5年度大阪府茨木市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	【財政課】																		
○ 地方自治法第233条第5項による主要な施策の成果並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項による健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告																				

報告第21号	令和5年度下半期大阪府茨木市財政状況報告について	【会計室】
○ 令和6年3月31日現在の財政状況の報告		
報告第22号	令和5年度茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告について	【教育政策課】
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価の報告		
報告第23号	放棄した債権の報告について	【収納課】
○ 茨木市債権の管理に関する条例の規定に基づく報告 ・放棄した私債権等 3件 257,017円		

令和6年度 大阪府茨木市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

1 基本方針

非課税世帯等給付金及び定額減税調整給付金について、令和6年度当初賦課データに基づき算出した給付額において不足する経費を専決する。

[支給対象]

- ①非課税世帯等給付金
令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯
- ②定額減税調整給付金
課税額が定額減税の基準額に満たない（減税しきれない）市民

[基準日] 令和6年6月3日

[支給額]

- ①1世帯あたり10万円（18歳以下の児童1人につき5万円加算）
- ②4万円/人×（本人+扶養親族の人数）－課税額

2 専決日 令和6年7月22日（月）

3 補正予算額

補正額 1,160,000千円 （補正後 109,925,225千円 － 補正前 108,765,225千円）

[概要]

（単位：千円）

項 目	補正額	主 な 内 容	
低所得者支援及び定額減税調整給付金の支給	1,160,000	低所得者支援及び定額減税調整給付金	① 699,600
			② 460,400

[内 訳]

（歳入）

（単位：千円）

区 分	補正額	積 算	
国庫支出金	1,160,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,160,000

（歳出）

（単位：千円）

区 分	補正額	積 算	
総務費	1,160,000	交付金	1,160,000

4 スケジュール

- ・令和6年8月上旬～ 確認書等を対象世帯に送付
- ・令和6年8月中旬～ 確認書類の返送受付後、審査して支給
（ただし、定額減税調整給付金の場合、公金受取口座の登録があれば、プッシュ方式で支給）

※令和6年10月末が申請期限